

「令和5年 第3回永平寺町議会臨時会

開会のあいさつ」

本日、令和5年第3回永平寺町議会臨時会の開会にあたり、町政運営の所信の一端を申し述べるとともに、今回ご提案いたします議案等の概要についてご説明いたします。

本年も葉桜が目美しく映えるようになり、暖かな日柄が続く過ごしやすい時期となつてまいりました。

議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご参集いただき厚くお礼申し上げます。また、各位におかれましては、ご壮健でご活躍のことと心からお慶び申し上げます。

さて、来月8日には新型コロナウイルスの感染症法

上の位置づけが5類に変更されます。この変更に伴い感染者把握などが緩和されるほか、マスク着用推奨や飲食店に対する営業時間短縮なども見直されることとなります。

思い起こせば、3年前の1月に国内最初の感染者が確認された後、ウイルス感染が爆発的に全国へと広がり、我々自治体もワクチン接種を含めた様々な取り組みに日々追われる状況となりました。また、住民の皆様には各種イベントの休止や施設利用の制限などご不便をおかけしてまいりましたが、今後は感染には気を付けつつも、従来の活動を再開していける喜びを感じております。

一例になりますが、福井県立大学と本町健康長寿クラブ連合会とが連携して世代間交流を図るなど、活発な住民活動も今後予定されております。町といたしましても、このように再開される住民の皆様の活動を全力で支援し、スピードと情熱をもって様々な行政活動

に取り組んでまいります。

また、コロナ禍における物流の混乱やロシアによるウクライナ侵攻に伴い、様々な物品等の供給が滞った結果、世界的な物価高を巻き起こしており、その影響は確実に国内にも及んでおります。国はこうした物価高に対応した支援を今後予定しており、本町においても現状を把握し、支援を行いたいと考えております。

それでは議案等の概要について申し上げます。

まず、令和4年度補正予算の専決処分の承認につきましては、一般会計を含む4会計で、令和5年3月30日付け専決処分としたものでございます。

次に、令和5年度補正予算の専決処分の承認につきましては、一般会計を含む2会計で、令和5年4月1日付け専決処分としたものでございます。

次に、永平寺町税条例の一部を改正する条例の専決処分および永平寺町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認につきましては、地方税法等の改正に合わせた条例の改正を、令和5年3月31日付けで専決処分としたものでございます。

次に、損害賠償の額を定めることについての専決処分の承認につきましては、町有施設内における物損事故にかかると裁判上の和解が成立しましたので、令和5年4月5日付けで専決処分としたものでございます。

次に、令和5年度永平寺町一般会計補正予算につきましては、特別給付金や病後児保育が可能となるよう委託料の予算等を増額補正するものでございます。

詳細につきましては、上程の都度ご説明いたしますので、慎重にご審議いただき、ご決議を賜りますようお願いいたします。

お願い申し上げます。

以上、本臨時会の開会にあたり、所信の一端と議案等の概要を申し上げましたが、議員各位におかれましては、町政発展に向けて一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。開会のごあいさつといたします。

どうぞ、よろしくお願い申し上げます。